

跡地利用特措法の期限延長 及び見直しの実現に向けて

跡地利用の法律の見直し等が、
地権者にとって、安全・安心な跡地利用につなげ、
沖縄県の自立的発展につなげる

私たち軍用地等地権者は、令和4年3月末に法律の期限を迎える『沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法』(跡地利用特措法) の期限延長及び見直しに向け、国に対し、

1 跡地利用特措法の期限を延長すること

→今後も統合計画をはじめとした大規模な返還が予定されており、引き続き、返還後の軍用地主の安全・安心のためにも、期限の延長が必要です。

2 給付金及び特定給付金の上限額を撤廃すること

→返還後の補償金では賃貸料相当額が支給されますが、その後の給付金・特定給付金では、所有面積に関わらず、1人あたりの限度額(年間1,000万円)が定められています。地権者間での不平等をなくすため、上限額を撤廃する必要があります。

3 段階的に返還される場合でも、拠点返還地に指定すること

→細切れ、部分返還された土地のみ先に引き渡しをされても、その土地のみでは、使用収益も難しく、跡地利用計画も全体像で描けません。一体的な土地活用ができるよう、国が一体的な拠点返還地として指定する必要があります。

4 自衛隊施設用地を同法律の適用対象とすること

→沖縄県の自衛隊施設用地は、復帰を境に駐留軍用地から移管されていますが、もともと駐留軍が使用していたという歴史的な経緯は同じです。返還があった場合に備え、地権者が安心できるように法律の対象とする必要があります。

を求めていきます。

写真：キャンプ瑞慶覧・西普天間住宅地区(宜野湾市)
沖縄総合事務局 市町村支援事業
株式会社シネマ沖縄 撮影